

東日本大震災からの 復興に向けて



香取市内の被害状況

(平成23年4月12日現在)

■住家被害

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
約3,500棟(詳細は調査中)

■液状化面積

約3,500ha(東京ドーム 750個分)

■道路被災 約500カ所

■上水道 市内全域約20,000戸が断水

■市内の公共施設の被害額

約200億円

※水道、下水道、道路、河川、農業関係施設、
観光関係施設、文教施設などの概算損害額

市民の皆様へ

地震によって、家屋の倒壊をはじめ、被害を受けた多くの皆様に、心から、お見舞いを申し上げます。

市では現在、震災復旧を最優先に、国や県へも協力を要請し、復興に向け全力を挙げて取り組んでおります。

市民の皆様の生命と安全を第一に、誰もが誇りを持てる郷土づくりを目指して参りますので、相互の協力体制による災害の復興に、ご協力をお願いいたします。

1日も早い復興を願い、現在お示しできる災害復旧支援の概要を冊子としてお届けします。

本冊子は、広報かとの震災支援号として発行しましたので、内容をご確認の上、大切に保管ください。

多くのご不便をおかけしておりますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。



香取市長 宇井成一

目次

1	家屋の被害状況調査と「り災証明」	3
2	被災者生活再建支援制度	6
3	香取市災害見舞金	8
4	住宅応急修理制度	9
5	被災住宅の廃棄物の処分	10
6	水道料金・下水道料金・農業集落排水施設使用料	11
7	市税、国民健康保険税の減免	12
8	国民健康保険、後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の支払猶予	13
9	後期高齢者医療保険料の減免	14
10	国民年金保険料の免除	14
11	年金受給権者の現況届などの提出期限を延長	15
12	介護保険サービス利用者負担額と介護保険料の減免	15
13	保育所の3月分保育料の一部還付	16
14	個人向け融資制度	17
15	農業施設などの災害復旧支援	18
16	中小企業向け融資制度など	19
17	相談窓口	20

1 家屋の被害状況調査と「り災証明」

問い合わせ 家屋の被害状況調査 税務課 ☎0478-50-1242
り災証明 総務課 ☎0478-50-1201

1-1 被害状況調査

この調査は、被災者の申請により市の職員が被災現場に出向き、被災状況の調査を行うものです。この調査結果で確認された事実に基づき、「り災証明書」が発行されます。

住家等被害調査済証	
整理番号	- -
<p>この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付をいたします。 (この用紙と印鑑が必要です。)</p>	
調査日時	月 日 午前・午後 :
問い合わせ先	
<p>【建物被害状況調査について】 香取市税務課 電話 50-1242</p> <p>【り災証明について】 香取市総務課 電話 50-1201</p> <p>【倒壊建物の廃棄処分について】 香取市環境安全課 電話 50-1248</p>	

1-2 被害状況調査の方法

家屋の被害状況調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、建物の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査で判定します(第1次調査)。

外観目視調査による判定結果に対し被災者からの再調査の申請があった場合は、外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によって判定を行います(第2次調査)。

なお、外観の被害に内部の被害を加味すると判定結果が上がるように思われますが、内部被害を建物の外観から推定して評価する外観目視調査の結果と整合するように、内部詳細調査の構成比を改めて調整しているため、平均的には同じ判定結果になるように設計されています。

1-3 被害判定の区分

被害判定区分は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分となります。

被害判定区分	被害の認定基準
全壊	<p>建て直しをしなければならないような状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
大規模半壊	<p>ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの
半壊	<p>住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
一部損壊	<p>全壊、大規模半壊、および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。</p>

1-4 「応急危険度判定調査」と「被害状況調査」の違い

「応急危険度判定」は、大地震により被災した建物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる2次的災害を防止することを目的としています。

余震などによる2次災害の防止が目的ですので、自分の家は大丈夫でも隣の家が倒れこんできそうな場合は、危険(赤)になることがあります。危険(赤)判定でも、あわてて解体せず、建物の専門家に相談してください。

なお、り災証明書発行のための、被害状況調査では、全壊、半壊などと判定されるとは限りません。

応急危険度判定調査済証の例

応急危険度判定結果	
危険	
UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
香取市 災害対策本部 電話 54-1111	

「危険」は、その建築物に立ち入らないこと (赤色の紙)

応急危険度判定結果	
要注意	
LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家に相談下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
香取市 災害対策本部 電話 54-1111	

「要注意」は、立ち入る際には十分注意すること (黄色の紙)

応急危険度判定結果	
調査済	
INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
香取市 災害対策本部 電話 54-1111	

「調査済」は、建築物は使用可能 (緑色の紙)

1-5 り災証明書

「り災証明書」は、被害状況調査の結果に基づき、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度を証明するものです。

証明する事項は、り災者、り災年月日、り災場所、り災物件・状況、り災原因、その他の6項目です。

被害状況調査を実施する前に、被災家屋を取り壊したり、修復したりすると被害状況の確認ができなくなり、り災証明書の発行ができなくなる場合があります。

危険防止の目的などにより、やむを得ず取り壊しや修復をする場合は、事前に被害箇所を写真に記録した上で、総務課まで問い合わせください。

なお、被害の程度が、半壊に至らない場合は、被害状況の確認ができる写真を提出することにより、現地調査を省略して証明書を即時発行します。

り災証明書発行場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 小見川市民活動支援センター
- 山田支所 1階 山田市民活動支援センター
- 栗源支所 1階 栗源市民活動支援センター

2 被災者生活再建支援制度 (国の補助金、千葉県からの拠出金による制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

住宅に多大な被害を受けた人を対象に、支援金を支給します。

2-1 支援金の支給対象世帯

市が実施した被害状況調査で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害と判定された世帯です。

被害状況の調査結果は、市で発行する「り災証明書」で確認ください。

住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合には、「全壊」として扱います。

2-2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位 万円)

区分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

2-3 支援金の申請

■申請に必要なもの

区分		全 壊			大規模半壊
		半壊・大規模 半壊で解体す る場合	敷地被害で解 体する場合		
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	解体証明書		○	○
		滅失登記簿謄本		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③	住民票 (外国人登録済証明書)	○	○	○
	④	預金通帳の写し	○	○	○
⑤	印鑑	○	○	○	
加算支援金	⑥	契約書などの写し	○	○	○
	⑦	印鑑	○	○	○

①り災証明書……市で発行

②解体証明書……「大規模半壊」または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合、解体したことを証明するもの(業者による解体証明書類、写真など)

滅失登記簿謄本……法務局で発行(有料)

(事前に被害家屋の滅失登記を済ませる必要があります)

敷地被害証明書類…宅地の応急危険度判定結果(市で発行)、敷地の修復工事契約書の写し、写真

③住民票(外国人登録済証明書)…市民課、各支所で発行

④預金通帳の写し…銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者(世帯主)名義のフリガナの記載があるもの

⑤⑦印鑑…朱肉をつけて押印する印鑑

⑥契約書などの写し…「加算支援金」を申請する場合、今後お住まいをどのようにされるのか(住宅の建設・購入、補修、または賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書などの写し

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 小見川市民活動支援センター
- 山田支所 1階 山田市民活動支援センター
- 栗源支所 1階 栗源市民活動支援センター

■支援金の支給

申請書は、市で受け付けした後、千葉県を經由して、(財)都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い、支給額を決定し、指定された金融機関などの口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の人が支給を受ける前(申請後の場合も含む)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金は相続の対象となりません)

■支援金の申請期間

支援金の申請締め切りは、別途お知らせしますが、おおむね次のとおりです。

- ①基礎支援金 災害のあった日から13カ月の間
- ②加算支援金 災害のあった日から37カ月の間

■支援金支給決定の取り消しと返還請求

支援金を不正に受領した場合は、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)において支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行う場合があります。

その場合、支援金を受領した日から納付した日までの日数に応じて、当該支援金について、年10.95%の割合で計算した加算金を請求するとともに、納付日までに納付されない場合には、納付日の翌日から納付の日まで日数に応じ、未納額は年10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

3 香取市災害見舞金 (香取市独自の見舞金制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

災害により、住宅が損害を受けた場合や被災世帯などに対し、見舞金が支給されます。

■支給額

区分	金額	備考
全壊	10万円	り災証明書による
半壊	5万円	り災証明書による
一部破損	1万円	一部破損などの場合は 修繕費用10万円以上が対象

※千葉県独自の見舞金として、住宅が全壊と判定された場合に10万円が支給されます

■必要書類

- ・り災証明書(写し可)
 - ※一部損壊などの場合は被災による損害がわかるもの(写真など)で代替が可能
- ・朱肉をつけて押印する印鑑
- ・修理費用のわかる見積書や領収書など(一部損壊などの場合のみ)
- ・世帯主の振込口座の通帳などの写し

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 小見川市民活動支援センター
- 山田支所 1階 山田市民活動支援センター
- 栗源支所 1階 栗源市民活動支援センター

4 住宅応急修理制度 (災害救助法の支援制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

住宅が「大規模半壊」または「半壊」と判定され、避難所などへの避難をしている世帯が、被災した住宅で生活ができるように応急修理する場合などに、被災した住宅を一定の範囲内(上限額52万円)で修理を行います。

4-1 対象者

次のAのすべての要件を満たす世帯で、Bのいずれかに該当する世帯

A: ①大規模半壊、または半壊の被害を受けたこと。被害の程度は、市で発行する「り災証明書」で確認してください

※全壊の被害を受けた世帯でも、応急修理を行って、引き続きその住宅に居住する場合、対象となる場合があります

②応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること

③応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しないこと

B: ①(世帯の年収) ≤ 500万円の世帯

②500万円 < (世帯の年収) ≤ 700万円 かつ 世帯主が45歳以上、または要援護者世帯

③700万円 < (世帯の年収) ≤ 800万円 かつ 世帯主が60歳以上、または要援護者世帯

※全壊または大規模半壊の被害認定を受けた世帯は、Bの要件は問いません

4-2 対象となる修理

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎などの応急修理
- ・ドア、窓などの開口部の応急修理
- ・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理
- ・衛生設備の応急修理(トイレ、風呂など)

4-3 上限額

■上限額 1世帯あたり、520,000円

4-4 必要書類・申請先

■必要書類

- ・り災証明書
- ・住民票
- ・世帯全員の平成21年分の所得証明書(半壊のみで平成22年1月1日に香取市に住民票がなかった人)

■申請期間 平成23年6月10日(金)まで

■申請場所

- | | | |
|-------|----|---------------|
| 香取市役所 | 1階 | 談話室 |
| 小見川支所 | 2階 | 小見川市民活動支援センター |
| 山田支所 | 1階 | 山田市民活動支援センター |
| 栗源支所 | 1階 | 栗源市民活動支援センター |

5 被災住宅の廃棄物の処分

問い合わせ 環境安全課 ☎0478-50-1248

今回の地震により、被害を受けた住宅から発生する瓦・ブロック、木材など処理可能なものとして通常受け入れしている廃棄物の受け入れを行います。

附属施設も含まれますが、アパート、事業所からの震災ごみは除きます。

※リサイクル家電(冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機)、および石膏ボードなど処理できないものは、受け入れできません

■対象者

地震により、住宅が全壊、大規模半壊、半壊、または一部損壊と被害判定された住宅の所有者。

■手続き

搬入票により住所・氏名・被災の状況を確認します。搬入票は、環境安全課、各支所の窓口で発行しています。

家屋解体に伴う廃棄物を搬入する場合は、り災証明書が必要となりますので、事前に問い合わせください。

■受け入れ場所

瓦、ブロックなど…佐原清掃事務所	☎0478-58-1400
長岡不燃物処理場	☎0478-78-2144
木材など……………伊地山クリーンセンター	☎0478-59-2148
長岡不燃物処理場	☎0478-78-2144

■受け入れ

月から金曜日(祝日を除く) 9時～正午、13時～16時(当分の間実施)

※平成23年4月の土・日曜日、祝日は、臨時に受け入れを行います。今後の臨時受け入れ日は、4月23日(土)、24日(日)、29日(祝)、30日(土)です

6 水道料金・下水道料金・農業集落排水施設使用料

問い合わせ 水道料金

水道課 ☎0478-55-8383

下水道料金・農業集落排水施設使用料

下水道課 ☎0478-54-3521

■ 4月請求(3月使用)分

	水道料金	下水道料金	農業集落排水施設使用料
対象者	上水道利用者(佐原地区、小見川・山田地区) ※簡易水道利用者(栗源地区)は該当しません	下水道利用者 ※自家水利用者は、基本料金の差し引きはありません	農業集落排水施設使用者 ※畜産汚水は該当しません
請求額	検針票に印字されている請求予定額に係わらず、次のとおり請求します。		
	検針結果の使用水量が3月請求分を上回っていた場合は、3月請求分と同額に変更します。この料金から、基本料金 1,785円(8㎡分)を差し引いた金額で請求します。	検針結果の使用水量が3月請求分を上回っていた場合は、3月請求分と同額に変更します。この料金から、基本料金 1,155円(10㎡分)を差し引いた金額で請求します。	基本使用料 2,100円を無料とします。 使用人員割使用料525円/人は、日割計算で10日分を請求します。(3月1日から10日までの使用分)

上下水道料金は、宅内漏水などにより3月請求分の使用量を上回った場合、申請なしで3月請求分を上限としています。

■ 5月請求(4月使用)分

	水道料金	下水道料金	農業集落排水施設使用料
対象者	4月検針日以降7日以上継続して断水していた水道利用者。 ※宅内漏水による断水期間は日数に含みません	4月検針日以降7日以上継続して断水していた下水道利用者。 ※自家水利用者は、基本料金の差し引きはありません	4月1日以降も継続して断水していた香北地区農業集落排水処理施設使用者。 ※畜産汚水は該当しません
請求額	検針票に印字されている請求予定額に係わらず、次のとおり請求します。		
	14日以上断水していた場合は、基本料金 1,785円(8㎡分)を差し引いた金額で請求します。 7日以上14日未満断水していた場合は、基本料金の半額 892円を差し引いた金額で請求します。	14日以上断水していた場合は、基本料金 1,155円(10㎡分)を差し引いた金額で請求します。 7日以上14日未満断水していた場合は、基本料金の半額 577円を差し引いた金額で請求します。	断水期間が14日以上の場合は、基本使用料2,100円を無料とします。同7日以上14日未満の場合は、基本使用料を半額1,050円とします。 使用人員割使用料525円/人は、日割計算で請求します。 例)4月5日通水の場合、25/30を掛けた金額

5月請求分の水道使用量が、被災による宅内漏水などで多くなっている場合、水道課へ連絡ください。

7 市税、国民健康保険税の減免

問い合わせ 税務課 ☎0478-50-1242

被災者に対する対応として、平成23年度に課する当該年度分の課税額を減免します。

減免を受けるには、り災証明書と印鑑を持参して、平成23年6月30日(木)までに税務課、各支所に申請してください。申請書は、税務課、各支所の窓口にあります。

7-1 個人市民税の減免

■障害などを負った場合

次の区分に応じ、当該税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

区 分	軽減または免除の割合
死亡した場合	全額免除
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全額免除
障害者(地方税法の規定による障害者をいう)となった場合	10分の9を減額

■住宅が損壊した場合

平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で、住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定されたとき、当該税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

合計所得金額	軽減または免除の割合	
	全 壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除	2分の1を減額
750万円以下	2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超	4分の1を減額	8分の1を減額

7-2 固定資産税・都市計画税の減免

■家屋

災害により損害を受けた人に対して、その被害を受けた家屋の被害の程度に応じ、税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

被害の程度	軽減または免除の割合
全 壊	全額免除
大規模半壊	10分の6を減額
半 壊	10分の4を減額
一部損壊	減額なし

■土地

被害面積が損害を受けた土地の面積の10分の2以上で、^{じんだい}甚大な被害であるときは、被害の程度により軽減、または免除します。

■償却資産

家屋の例により軽減、または免除します。

なお、評価額の低い固定資産は、減免対象になっても税額に反映しない場合があります。

7-3 国民健康保険税の減免

■対象者

世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、震災により住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定を受けた国民健康保険税納税義務者です。

世帯の前年中の 合計所得金額	被害の程度	軽減または免除の割合	
		全 壊	大規模半壊または半壊
500万円以下		全額免除	2分の1を減額
750万円以下		2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超		4分の1を減額	8分の1を減額

7-4 注意事項

建物損害保険などの対象となる被害であっても、税額の軽減、または免除が必ずしも適用されるとは限りませんのでご注意ください。

軽減、または免除の対象にならない家屋を取り壊された人も、来年度以降の課税対象資産から除く作業を行うため、税務課までご連絡ください。

7-5 国税・県税の納期限延長・減免

国税・県税の納期限延長・減免は、それぞれの国税庁・千葉県へ問い合わせください。

■問い合わせ 佐原税務署 ☎0478-54-1331
香取県税事務所 ☎0478-54-1314

8 国民健康保険、後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の支払猶予

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228

医療機関を受診した際の自己負担額(一部負担金)の支払いが困難な被災者は、支払いの猶予を受けることができます。

■対象者

次の①、②の両方に該当する被災者

①香取市内に住所を有する国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者

②今回の地震により、医療機関の窓口で次のいずれかの申し立てをした人

- ・住家の全壊、大規模半壊、半壊、またはこれに準ずる被災をした人
- ・主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- ・福島原発事故に伴い、政府の避難指示を受け、避難している人

申し立てた事項は、後日、内容の確認が行われることがあります。

■猶予期間

当面平成23年5月までの診療分について、平成23年5月31日(火)まで支払いが猶予されます。

9 後期高齢者医療保険料の減免

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228

今回の震災により、住宅に著しい損害を受けた被保険者からの申請に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合、保険料の減額、または免除が受けられます。

■申請方法

り災証明書と広域連合所定の様式(申請書、同意書、資産申告書、収入・無収入申告書)を市民課、各支所の窓口で申請してください。様式は窓口にあります。

■減額、または免除が受けられる保険料

平成22年度保険料のうち震災後納期を迎える保険料と、平成23年度保険料

■減免条件

被保険者、またはその属する世帯の世帯主が居住することを目的とした住宅、家財などの損害額(保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除した額)が、その価格の10分の3以上で、かつ、被保険者、およびその世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が1,000万円以下であるもの。

10 国民年金保険料の免除

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228
佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

今回の地震で被災し、住宅について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた人などは、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

■申請方法

年金保険料免除申請書に被災状況届(免除用)を添付して、市民課、各支所、佐原年金事務所に申請してください。

被災状況届(免除用)の用紙は、各窓口にて備え付けてあります。

■申請期間

平成23年7月29日(金)まで

■免除期間

平成23年2月分から平成23年6月分まで

11 年金受給権者の現況届などの提出期限を延長

問い合わせ 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

災害救助法が適用される香取市では、平成23年3月11日現在、住所を有する国民年金、厚生年金保険、および船員保険の受給権者で、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある人は、平成23年における現況届などの提出期限を平成23年7月31日(日)まで延長します。

12 介護保険サービス利用者負担額と介護保険料の減免

問い合わせ 介護福祉課 ☎0478-50-1208

減免を受けるには、り災証明書と印鑑を持参して、平成23年6月30日(木)までに介護福祉課、各支所に申請してください。申請書は、介護福祉課、各支所の窓口にあります。

ただし、申請があっても、減免が必ずしも適用されるとは限りませんのでご注意ください。

12-1 介護保険サービス利用者負担額の減免

■対象者

介護保険サービスを利用する要介護(要支援)者で、本人(またはその属する世帯)の住宅が、災害により著しい損害を受けた人

■対象費用

介護(予防)サービス費(1割負担分。食費・居住費など介護保険対象外の費用は含みません)

被害の程度 前年の所得の合計	軽減または免除の割合	
	全壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除	2分の1を減額
500万円超750万円以下	2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超1,000万円以下	4分の1を減額	8分の1を減額

※ただし、保険金などにより補てんされるべきものを除く

12-2 介護保険料の徴収猶予

災害により、納期限までに介護保険料を納めることが困難な場合は、納期限の延長や徴収の猶予ができますので、問い合わせください。

12-3 介護保険料の減免

第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害により、住宅に著しい損害を受け、必要があると認められるものに対し、保険料を減額、または免除することができます。

■減額または免除が受けられる保険料

平成22年度保険料のうち震災後納期を迎える保険料と、平成23年度保険料

前年の所得の合計	被害の程度		軽減または免除の割合	
	全壊	大規模半壊または半壊	全壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除		全額免除	2分の1を減額
500万円超750万円以下			2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超1,000万円以下			4分の1を減額	8分の1を減額

※ただし、保険金などにより補てんされるべきものを除く

13 保育所の3月分保育料の一部還付

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 0478-50-1257

今回の地震により、3月14日(月)から一定期間、保育園における通常保育が実施できない状況にありました。市では、この期間を休園扱いとして、3月分保育料から一部を還付します。

■還付方法

3月分保育料は、事務処理の都合上、いったん通常納付をお願いします。その後、保育料の一部還付の手続きについて通知します。

■4月以降の保育料の取り扱い

被災状況に応じた保育料の減免は、現在検討中です。決定次第、改めてお知らせします。

14 個人向け融資制度

問い合わせ 社会福祉課 ☎ 0478-50-1209

14-1 災害援護資金

住宅が一定以上の被害を受けた場合などに、世帯主に対して千葉縣市町村総合事務組合より資金の貸し付けが受けられます。ただし、前々年の世帯全員の所得により貸し付けできない場合があります。

■対象者

住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた人

※所得制限があります。詳しくは社会福祉課まで問い合わせください

■利用できる金額

150万円～350万円以内(損害程度により貸付限度額が異なります)

■返済条件

3年の据置後、7年以内で償還(特別な事情があるときは5年措置後、5年以内で償還)

年利3%(据置期間は無利子)

■必要書類

- ・ 災証明書
- ・ 世帯全員の所得証明書
- ・ 申込者の住民票(写し可)
- ・ 連帯保証人の住民票(写し可)
- ・ 連帯保証人の保証能力を証する書類(所得証明書+固定資産税評価証明書+源泉徴収票など)

■申請期間

平成23年6月30日(木)まで

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 小見川市民活動支援センター
- 山田支所 1階 山田市民活動支援センター
- 栗源支所 1階 栗源市民活動支援センター

14-2 生活福祉資金貸付制度

被災された世帯で、金融機関などで借入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具などを購入する費用の貸し付けが受けられます。

ただし、住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた場合は、市の災害援護資金の申請を行ってください。

※低所得者世帯とは生活保護世帯のおおむね1.7倍程度以内の所得が目安

■福祉費

住宅資金 住宅を復旧するための経費として貸付額 250万円以内
 災害援護資金 家財道具などの購入費として貸付額 150万円以内

■緊急小口資金

被災などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の必要な生活費として貸付額 10万円以内

■返済条件

- ・福祉費 6カ月据置、7年で償還 年利1.5%
- ・小口資金 1年据置、2年で償還 無利子

■必要書類

- ・顔写真付きの身分証明書
- ・世帯全員の住民票
- ・り災証明書
- ・必要経費がわかる書類(見積書など)
- ・被害状況がわかる写真
- ・収入を証明する書類

■問い合わせ 香取市社会福祉協議会本所 ☎0478-54-4410

14-3 災害復興住宅融資

災害により住宅に被害が生じた人に対して、(独)住宅金融支援機構において融資や相談を行っています。

■問い合わせ (独)住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

15 農業施設などの災害復旧支援

問い合わせ 農政課 ☎0478-50-1258

■農地・農業用施設災害復旧事業(1カ所40万円以上)

区分	国庫補助	受益者負担
農地	50%	50%
農道、用水路、ため池など	65%	35%

※被害の状況で国の補助率が増加し、受益者負担が軽減される場合があります

16 中小企業向け融資制度など

問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

16-1 中小企業向け相談窓口

被災された中小企業や間接的に被害を受けている中小企業を対象に、経営面における資金繰りや設備資金の金融相談などを受け付けます。

■中小企業金融相談

- ・商工観光課(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分) ☎0478-50-1212
- ・千葉県商工労働部経営支援課金融支援室(土・日曜日、祝日を除く9時～17時) ☎043-223-2707

■中小企業経営相談

- ・佐原商工会議所(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分) ☎0478-54-2244
- ・香取市商工会(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分) ☎0478-82-3307

16-2 中小企業向け融資

被災された中小企業や震災の影響により運転資金が必要な中小企業を支援します。

千葉県セーフティネット資金(災害緊急対策)

- 対象 震災により直接被害を受けた中小企業者
- 限度額 8,000万円
- 融資期間 設備資金10年以内(据置期間2年)、運転資金7年以内(据置期間2年)
- 金利 年1.5%～2.1% 利子補給あり(1.15%)
- 保証料 0.65%
- 認定基準 商工観光課で発行する、り災証明書による
- 問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

千葉県セーフティネット資金(市町村認定)

- 対象 震災の影響により売上げ減少などの影響を受けている中小企業者
- 内容 事業資金(一般的に利用できる長期事業資金)
サポート短期資金(一般的に利用できる短期事業資金)
小規模事業資金(小規模企業者向けの一般的な長期事業資金)
- 問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

市中小企業資金融資

- 限度額 運転資金1,000万円、設備資金2,000万円
- 融資期間 設備資金10年以内(据置期間1年)、運転資金5年以内
- 金利 年2.5%～3.3%(保証付き) 利子補給あり(2分の1)
- 保証料 0.45%～2.2%
- 問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

17 相談窓口

■地震による被災者などのこころの相談

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 香取健康福祉センター ☎0478-52-9161

■震災行政相談専用フリーダイヤル

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日も開設)

問い合わせ 総務省千葉行政評価事務所 ☎0120-188573 FAX043-246-9829

■そんがいほけん相談室

- ・受付時間 9時～18時(月～金曜日)、9時～17時(土・日曜日、祝日)

問い合わせ (社)日本損害保険協会 ☎0120-107808

携帯電話・PHSから ☎03-3255-1306

■震災による浄化槽被害の相談

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 下水道課 ☎0478-54-3521

■震災による住宅相談(要予約)

- ・対象 被災住宅(アパート・長屋などを含む) ※住宅部分のない事務所や店舗などは除く

- ・開催日時 平成23年4月21日(木)～24日(日) 9時～正午、13時30分～16時30分

- ・開催場所 香取市役所7階701会議室

- ・相談時間 1世帯当たり15分程度(予約時間の10分程度前に集合してください)

- ・予約受付 平成23年4月22日(金)までの9時～17時(先着順)

予約・問い合わせ 都市計画課 ☎0478-50-1214

災害に便乗した悪質商法にご注意ください!!

■訪問販売・電話勧誘を受けたら

「家屋の安全調査に来ました」「困っていることはありませんか」など、無料を口実に近づき、後で不当な料金を請求する悪質な商法があります。

- ・その場で契約せず、必ず他の人に相談しましょう。
- ・不要なものは曖昧な返事をせず、はっきり断りましょう。

■家屋の修理などを業者に依頼する場合

公的機関の職員を名乗り、電話勧誘や訪問販売のケースも想定されます。

- ・必要な工事は信頼できる業者に依頼しましょう。
- ・複数の業者から見積もりを取り、適正な価格かどうか確認しましょう。

■義援金詐欺

被災地を支援したい気持ちに付け込み、街頭や電話、はがきや電子メールを送ったりして義援金と称してお金を騙し取る。

- ・義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。
- ・振込口座がその団体の正規のものであることも確認してください。

■もし、トラブルに巻き込まれたら

訪問販売や電話勧誘で必要のない契約を結んでしまったら、

- ・多くの場合、クーリングオフにより8日以内であれば、無条件で解約することができます。
- ・お困りの場合は、早めに下記の相談窓口へ連絡しましょう。

- ・香取市消費生活相談窓口 ☎0478-50-1300

月、水、金曜日 9時～正午、13時～16時(祝日、年末年始を除く)

- ・消費者ホットライン ☎0570-064-370

- ・千葉県消費者センター ☎047-343-0999

月～金曜日 9時～16時30分 土曜日 9時～16時(祝日、年末年始を除く)